

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

鳥取県教育委員会規則第4号

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第1条 鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(全日制又は定時制の課程の第1学年への入学)</p> <p>第13条 略</p> <p><u>2 前項の規定による志願は、次の各号のいずれかに該当する者が行うことができる。この場合において、第2号に該当する者は、別表の左欄に掲げる指定地域(以下単に「指定地域」という。)の区分に応じ、同表の右欄に掲げる学校及び学科(以下「指定学校等」という。)に限り志願することができる。</u></p> <p><u>(1) 鳥取県の区域内(以下「県内」という。)に居住している者(入学までに県内に居住する予定である者を含む。)</u></p> <p><u>(2) 指定地域に居住している者</u></p> <p>3 略</p> <p>第19条の2 生徒は、保護者(当該生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、<u>後見人</u>)をいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。以下同じ。)が<u>県内に居住していない場合は、保証人を置かなければならない。ただし、第13条第2項第2号に該当して志願し、指定学校等に在学する生徒のうち、保護者と同じ指定地域に居住しているものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 生徒は、前条又は次条の規定による誓約書の提出</u></p>	<p>(全日制又は定時制の課程の第1学年への入学)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>第19条の2 生徒は、保護者(当該生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは<u>後見人</u>)をいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。以下同じ。)が<u>鳥取県の区域内(以下「県内」という。)に居住していない場合は、保証人を置かなければならない。</u></p>

<p>後、保護者が住所を移転したことにより前項の規定に基づく保証人を新たに置く必要が生じたときは、直ちにこれを置かなければならない。</p>	
<p>3 第1項本文及び前項の保証人は、県内に居住している成年者でなければならない。</p>	<p>2 前項の保証人は、県内に居住している成年者でなければならない。</p>
<p>4 前項の規定にかかわらず、第13条第2項第2号に該当して志願し、指定学校等に在学する生徒であつて、保護者が鳥取県の区域外（指定地域を除く。）に居住しているものについては、当該生徒と同じ指定地域に居住している成年者を保証人とすることができる。</p>	
<p>第20条 保護者又は生徒は、第19条の誓約書に記載した保護者に変更があつたときは誓約書（様式第5号）を、保証人に変更があつたとき、又は新たに保証人を置いたときは誓約書（様式第5号の2）を校長に提出しなければならない。</p>	<p>第20条 保護者又は生徒は、第19条の誓約書に記載した保護者に変更があつたときは誓約書（様式第5号）、保証人に変更があつたときは誓約書（様式第5号の2）を校長に提出しなければならない。</p>

第2条 鳥取県立高等学校学則の一部を次のように改正する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第13条関係）

指定地域			学校及び学科
県名	郡市名	町村名等	
兵庫県	美方郡	新温泉町	鳥取県立鳥取工業高等学校の工業学科（建設工学科） 鳥取県立鳥取湖陵高等学校の工業学科（電子機械科）又は情報学科（情報科学科）
岡山県	津山市	阿波及び加茂町	鳥取県立智頭農林高等学校
	美作市	平成17年3月31日市町村合併前の大原町及び東粟倉村の区域	
	英田郡	西粟倉村	
	真庭郡	新庄村	鳥取県立日野高等学校
新見市	千屋花見、千屋井原、千屋実及び千屋		
島根県	松江市	美保関町及び八束町	鳥取県立境高等学校 鳥取県立境港総合技術高等学校

（鳥取県立学校管理規則の一部改正）

第3条 鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(高等学校の通学区域)</p> <p>第4条 高等学校の通学区域は、県全域とする。<u>ただし、鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号)第13条第2項第2号に該当して志願し、高等学校に入学した生徒の通学区域については、この限りでない。</u></p> <p>(入学)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学(鳥取県立高等学校学則第16条、鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号)第14条及び鳥取県立特別支援学校学則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号)第18条に規定する入学を除く。)を許可することができる。</p>	<p>(高等学校の通学区域)</p> <p>第4条 高等学校の通学区域は、県全域とする。</p> <p>(入学)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学(鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号)第16条、鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号)第14条及び鳥取県立特別支援学校学則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号)第18条に規定する入学を除く。)を許可することができる。</p>

(鳥取県立特別支援学校学則の一部改正)

第4条 鳥取県立特別支援学校学則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(誓約書の提出等)</p> <p>第24条 略</p> <p><u>第24条の2 生徒は、保護者(当該生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、後見人)をいい、当該生徒が成年者の場合はこれに準ずる者をいう。以下この条から第26条までにおいて同じ。)</u> <u>が鳥取県の区域内(以下「県内」という。)に居住していない場合は、保証人を置かなければならない。ただし、保護者が県内に居住していない生徒のうち、保護者と同じ住所に居住しているものについては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>生徒は、前条又は次条の規定による誓約書の提出後、保護者が住所を移転したことにより前項の規定</u></p>	<p>(誓約書の提出等)</p> <p>第24条 略</p>

に基づく保証人を新たに置く必要が生じたときは、直ちにこれを置かなければならない。

3 第1項本文及び前項の保証人は、県内に居住している成年者でなければならない。

第25条 保護者又は生徒は、第24条の誓約書に記載した保護者若しくは保証人に変更があったとき、又は新たに保証人を置いたときは、誓約書（様式第9号）を校長に提出しなければならない。

第25条 保護者（生徒に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は生徒は、前条の誓約書に記載した保護者又は保証人に変更があったときは、誓約書（様式第9号）を校長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。